

熊本大学教職員組合は熊本中央法律事務所と法律顧問契約を更新しました!!

—組合員のみなさんには「無料法律相談」をご利用いただけます—

熊本大学教職員組合は、2025 年度定期大会決定（2025.8.7）に基づき、熊本中央法律事務所と引き続き法律顧問契約（同日付け）を結びました。これにより、給与減額問題をはじめ組合が取り組む様々な問題や組合員からの相談について、法的なアドバイスを得ることができる体制を維持できました。

このニュースでは、組合員が利用できる「無料法律相談」についてあらためてお知らせするとともに、熊本中央法律事務所の発足から現在に至る経緯とこれまで取り組んできた主な事件をまとめた原稿を同法律事務所から寄せていただきましたのでご紹介します。

【無料法律相談の利用方法について】

＜無料法律相談について＞

組合員は、1 回 30 分の法律相談を無料で受けることができます。相談内容は、仕事以外のことでかまいません。

＜具体的な利用方法＞

利用される場合は、組合事務所（本部・医学部支部）に利用希望の旨だけをご連絡いただき、日時等については、熊本中央法律事務所に直接お問い合わせください。その際、熊本大学教職員組合員であることをお伝えください。相談内容等に応じて、熊本中央法律事務所が対応してまいります。

＜相談料の支払いについて＞

相談料の支払いについては、相談が終わったときにいったん料金（30 分の相談で 5,500 円）を熊本中央法律事務所に直接お支払いください。同事務所発行の領収書を組合事務所（本部・医学部支部）にお届けいただきましたら、組合が 5,500 円をお支払いします。

＜留意していただきたいこと＞

通常であれば相談は 30 分で十分とのことですが、事案によっては 30 分を超過する場合があります（熊本中央法律事務所）。超過分については、自己負担となります。

異なる案件（相談内容）の場合は、一年度につき一人 2 回までご利用いただけます。また、当然ながら、組合員名及び相談内容等の個人情報保護されます。

職場や労働条件に関することであれば、いつでも組合にご相談ください。ひとりで悩まずに、無料法律相談をご利用ください。

	熊本大学教職員組合	
	No. 7 2025. 9. 26	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

【熊本中央法律事務所を紹介します】

こんにちは、2013 年の顧問契約締結以降、私たち熊本中央法律事務所（所長弁護士板井俊介）は、みなさまの組合の法律顧問を担当させていただいております。

当事務所は現在、6 名の弁護士（板井俊介、久保田紗和、高島周平、石黒大貴、松永友樹、原口竜太郎）と 4 名の事務局員の合計 10 名で活動しています。

当事務所は、今から約 45 年前の 1981 年 4 月、加藤修弁護士を初代所長として設立されました。同年 11 月には板井優弁護士も加わり、水俣病裁判、南九州税理士会政治献金訴訟、ハンセン病国賠訴訟、川辺川ダム利水訴訟、原爆症認定訴訟、トンネルじん肺根絶訴訟、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟など様々な社会問題に事務所として関わり続けてきました。

現在も、建設アスベスト訴訟、労災民事訴訟、マタニティハラスメント訴訟、技能実習生問題を含む多くの労働事件をはじめ様々な事件に取り組んでいます。

また、就業規則や労働条件の不利益変更、労災事案、専門業務型裁量労働制、残業代請求、産前産後休暇をめぐる問題等の労働事件に関係する最新判例や論点を分析し、皆様のお役に立てよう研鑽を積んでおります。

私たち熊本中央法律事務所は、みなさんにとって身近な存在でありたいと願っております。

職場での問題に限らず、日常生活に関する問題でも構いませんので、どうぞお気軽にご相談にお越しください！

【ケース 1】（交通事故に遭ってしまったケース）

先日、交通事故（例えば、追突事故）に遭いましたが、事故の相手方が任意保険に加入していませんでした。どのように対応すればいいのでしょうか。

追突事故の場合、原則として、追突した側（加害者）に 100% の責任があり、追突された側（被害者）には責任はありません。

被害者は、加害者に対し、治療費、休業損害、慰謝料、自動車の修理費等の損害賠償請求をすることになりますが、加害者が任意保険に加入している場合は、示談交渉の窓口が保険会社となり、加害者に代わって保険会社が損害賠償金を支払うことになります。

他方、加害者が任意保険に加入していない場合は、加害者が直接、損害賠償金を支払うことになります。また、加入が義務付けられている自賠責保険に対し、請求することもできますが、対象となるのは、人身損

（裏面につづく）

害（治療費、休業損害、慰謝料等）のみですし、支払基準が低額で、上限も定められているので、あくまでも最低限の補償しか受けられません。

交通事故に遭った場合、今後、どのように対応すればいいか、どのぐらいの補償が受けられるのかといった疑問が出てきます。その際には、ぜひ弁護士にご相談いただければと思います。

【ケース2】（ハラスメント）

職場で上司・同僚からハラスメント（パワハラ・セクハラ等）を受け、精神的に参ってしまい、うつ病になったので休職中です。勤務先からは補償してもらえるのでしょうか？

使用者（勤務先）は、労働者に対し、職場環境配慮義務（労働者の生命及び身体を危険から保護し、職場内で人権侵害が生じないように配慮する義務）を負っており、その一内容として、各種ハラスメントの防止措置義務を負っています。ですので、勤務先から補償してもらいたい場合、たとえば、勤務先のハラスメント防止義務違反を理由に、治療費、慰謝料、休業損害などについて損害賠償請求をすることが考えられます。

ただし、請求にあたっては、ハラスメント行為があった事実やその態様などを立証できるようにすることが極めて重要です。メッセージのやり取り、録音、録画、詳細なメモのほか、診療録や医師の診断書などの様々な証拠を確保することになりますので、証拠の収集と精査について、弁護士にご相談ください。

なお、勤務先から直接補償してもらうこととは異なりますが、損害賠償請求をする前に、労働基準監督署に対して労災申請をすることも考えられます（精神障害も労災の対象になり得ます）。労災認定されれば労災保険給付を受けることも可能ですので、労災申請手続についても併せてご相談いただければと思います。

【ケース3】（相続）

先日、父が亡くなったのですが、生前に父が、他の兄妹に財産を分けていたようで、私は財産を相続することができませんでした。私は財産を受け取ることはできないのでしょうか。

被相続人（父）が亡くなると、被相続人の財産は相続人（妻や子供）に相続されます。そして、民法896条は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。」と定めていることから、被相続人の財産が相続の対象になります。そのため被相続人が死亡する前に財産を贈与してしまい、被相続人の死亡時に、被相続人の手元に残っていない財産は、相続の対象にならないのが原則です。

しかし、民法は、一定の相続人について、被相続人の財産から法律上取得することができる最低限の取り分を保障しています。これを遺留分と言いますが、被相続人が生前に財産を贈与していたり、遺言で特定の相続人に贈与していたとしても、侵害されることはありません。

もっとも、遺留分の額は贈与がなされた目的や時期、被相続人と相続人との関係によって変わりますし、遺留分の請求は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき、あるいは、相続開始の時から10年が経過したときは、時効によって消滅してしまいます。

相続をしたけれど、十分な財産を受け取ることができなかった、受け取った財産が適正な額なのか分からないという場合には、お気軽にご相談ください。



【熊本中央法律事務所の問合せ先】

〒860-0078

熊本市中央区京町2丁目12番43号 岡村ビル2階

TEL (096) 322-2515

FAX (096) 322-2573

営業時間：平日9:30～17:30

駐車場：当事務所横に駐車場を備えております。

公共交通機関：「京町本丁」バス停より徒歩5分、「京町柳川」バス停より徒歩1分



▲事務所 HP はこちら

★ホームページからのご予約も可能です。組合員様である旨をご入力いただけますと幸いです。